

令和 7 年度

学校推薦型選抜試験問題

地域創生学部 地域創生学科
地域文化コース
小論文

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開いてはいけません。
- 2 問題冊子（7 ページ）には、解答用紙（2 枚）及び下書き用紙（2 枚）が挟み込んであります。試験開始の合図があったら、直ちに中を確かめ、印刷や枚数の不備などがあった場合、監督者に申し出なさい。
- 3 問題冊子の間に挟み込んである解答用紙を取り出して、すべての解答用紙の所定欄に受験番号を記入しなさい。
- 4 解答は、すべて解答用紙の所定欄（横書き）に記入しなさい。
- 5 句読点は、一字と数えなさい。
- 6 試験室で配布された問題冊子及び下書き用紙は、退出時に持ち帰りなさい。

このページは白紙です。

このページは白紙です。

【問題１】 資料１～５から読み取れることを 400 字以内にまとめなさい。

【問題２】 【問題１】 でまとめた内容に対するあなたの考えを 600 字以内で書きなさい。

資料１ 訪日外客数の推移

年	訪日外客数(千人)	対前年伸率(%)	備考
2009 年	6,790	-18.7	リーマンショック
2010 年	8,611	26.8	
2011 年	6,219	-27.8	東日本大震災
2012 年	8,358	34.4	
2013 年	10,364	24.0	
2014 年	13,413	29.4	
2015 年	19,737	47.1	
2016 年	24,040	21.8	
2017 年	28,691	19.3	
2018 年	31,192	8.7	
2019 年	31,882	2.2	
2020 年	4,116	-87.1	新型コロナウイルス感染拡大
2021 年	246	-94.0	〃
2022 年	3,832	1,458.6	
2023 年	25,066	554.1	

(日本政府観光局 (JNTO) 訪日外客統計

(https://www.jnto.go.jp/statistics/data/_files/20240821_1530-4.pdf) から作成)

訪日外客は日本を訪れる外国人旅行者をいう。

資料２ 観光公害の問題事象の例

大区分	小区分	具体例
アメニティ関連	渋滞	住民の公共交通利用が難しくなるなど利便性の低下、経済活動を阻害
	混雑	生活環境・販売活動等の悪影響、観光地としての名声の毀損
	ゴミ	処理費用の増加、処分地拡大の必要性
	騒音	健康被害、生活環境への悪影響、観光地としての名声を毀損
	悪臭	〃
観光資源関連	自然・景観の毀損	環境汚染、植生・生態系の変容・破壊
	建物・遺跡等の破損	落書き、破損、周辺地域の開発による景観・雰囲気の毀損
地元の生活関連	治安の悪化	ギャンブル、麻薬、観光客の品行の悪さ
	コミュニティの衰退	賃貸住宅者の追い出し、伝統的街並みの破壊と再開発
	物価の高騰	家賃の高騰も含む
	経済活動への妨害	農漁業被害、住民向け商店でのウィンドーショッピング
	住民生活への被害	庭への立ち入り、プライバシー侵害（覗き等）
地元の文化関連	文化・習俗の変容	商業公演／展示等による伝統・真正性・季節性の喪失
	ホスピタリティの低下	住民感情の悪化、排斥行為（デモ、落書き、観光バス襲撃等）

（「求められる観光公害（オーバーツーリズム）への対応－持続可能な観光立国に向けて－」

（高坂晶子、JRI レビュー、67、pp.97-123、2019 年）p.101 より引用（一部改変）

資料3 宮島における定住人口・来島者数・観光消費額の推移

年	定住人口 (人)	来島者数 (人)	観光消費額 (百万円)	一人当たりの 観光消費額 (円)	備考
2009年	1,854	3,464,546	15,417	4,435	モン・サン＝ミッシェルと観光友好都市提携
2010年	1,838	3,425,727	15,708	4,570	コナン・ミステリーツアー実施
2011年	1,822	3,631,029	16,776	4,606	「みやじマリン」オープン
2012年	1,793	4,047,164	20,468	4,187	NHK 大河ドラマ『平清盛』放送
2013年	1,789	4,084,644	19,279	3,874	広島県ディステーションキャンペーン
2014年	1,748	3,899,076	18,875	3,733	平清盛像設置
2015年	1,696	4,025,061	19,772	3,845	大型客船が広島港に相次いで着岸
2016年	1,676	4,276,138	21,068	3,763	厳島神社世界遺産登録 20 周年
2017年	1,626	4,565,732	21,783	3,835	宮島水族館開業 50 周年
2018年	1,591	4,308,257	20,684	3,990	平成 30 年 7 月豪雨（管絃祭・花火大会中止）
2019年	1,555	4,657,343	21,826	4,052	厳島神社大鳥居保存修理工事開始
2020年	1,508	2,209,131	10,127	4,630	新型コロナウイルス感染拡大
2021年	1,462	1,882,351	7,983	4,002	〃
2022年	1,440	2,830,484	15,848	4,172	厳島神社大鳥居保存修理工事終了
2023年	1,415	4,652,252	ND	ND	G7 広島サミット、宮島訪問税開始

（「宮島来島者数一覧表」(<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/uploaded/attachment/76861.pdf>) および「データで見えるはつかいち」(<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/site/opendata/>) から作成)
定住人口は住民基本台帳各年 10 月 1 日のデータ。ND = データ未公表。

資料4 宮島訪問税の概要

項目	内容
導入趣旨	観光客の来訪によって発生・増幅する行政需要（財政需要）への対応
徴収開始日	2023 年 10 月 1 日
納税義務者	船舶により宮島に訪問（入域）する人
課税対象外	宮島町の区域の住民 宮島町の区域内にある事務所・事業所に通勤する者 宮島町の区域内にある学校に通学する者
課税免除	未就学児 修学旅行その他の学校行事・活動に参加する学生（大学生を除く）・引率者・付添人 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳または身体障害者手帳を交付されている障がい者
税率（税額）	1 人 1 回 100 円 ※ 1 年分 1 人 500 円も選択可能
納付方法	券売機や窓口で支払い／自動改札機（交通系 IC カード）で支払い ※ 1 年分一括払いの場合は市役所等へ事前納付
宮島訪問税の活用例	訪問者の受け入れ環境の整備（観光案内・トイレ・展望台・登山道など） 文化や歴史への理解促進（文化財や歴史的建造物の保存、歴史民俗資料館の管理など） 自然環境に負荷の少ない観光（エコツーリズムの推進、ウォーターサーバーの設置など）

（「宮島訪問税の概要」(<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/110/59551.html>) 他から作成）

日本有数の観光地を抱える自治体の課題

日本有数の観光地を抱える地方自治体には、さまざまな課題があります。国内からの観光客に加えて海外からのインバウンド観光が活況となり、外から多くの人たちを迎え入れることで、現地では来訪者へ提供しなければならない行政サービスが生じています。例えば、廿日市市で考えると、年間460万人が利用する厳島港旅客ターミナルの拡張や維持・管理、宮島口周辺の渋滞対策のほか、トイレの整備、地域住民や観光客などの安全・安心を守る消防艇や診療所の運営などでしょう。こういった「宮島の外から来る人に向けた行政サービス」は、現時点では、今そこに住んでいる人、つまり廿日市市民の税金などでまかなわれています。しかし、少子高齢化で地方自治体の税収が減っていく中、年金や医療保険といった社会保障にあてる経費が増え、地方自治体の財政はますます厳しくなっています。

地域の誇りである観光地に多くの人に来ていただくことは良いことです。しかし、税収の減少という厳しい状況と今の日本の地方財政のしくみの中では、日本有数の観光地を抱える地方自治体が、外から来る人への行政サービスを提供し続けていくには、住民の税金だけではまかないきれなくなりつつあります。

こうした中、多くの観光客が訪れる京都市や金沢市、福岡市などは、外から来る人への行政サービスの費用の一部を、来訪者である宿泊者に負担してもらう「宿泊税」を導入しています。この宿泊税は、自治体が独自に定めた「法定外税」です。外から来る人への行政サービスを行うために新しい税を導入するケースは、全国でも多く見られます。（中略）

法定外税による法定税の補完

宮島を訪れる人への行政サービスを安定して行うためのお金を確保するには、次の2つの方法があるでしょう。

1つ目は、外から来る人のために、市民全体の負担額をさらに増やす方法。2つ目は、外から来る人に費用の一部を負担してもらう方法です。前者ですが、これから少子高齢化がさらに進む中、普段の暮らしに必要な行政サービスに加え、外から来る人の行政サービスまでも市民だけで負担し続けていくには限界があるでしょう。やはり良い方法は、外から来る人に多少なりとも負担をお願いする后者です。廿日市市で考えると、日本有数の観光地である宮島を訪れる人にも負担をお願いすることです。その際には、宮島にはフェリーで渡りますので、ここを課税ポイントとして、船賃に税を上乗せすることができます。

新税の導入が市政に与える良い影響

新しい税によって、宮島を訪れる人への行政サービスを安定してできるようになります

ので、宮島に来た人には今まで以上に満足していただけるでしょう。しかし、それだけではなく、新税の導入は、廿日市市民への行政全体に良い影響をもたらします。なぜかという、これまで宮島のために使っていた法定税のお金を、宮島以外の行政サービスに振り替えて使うこともできるからです。一例として、宮島口の渋滞解消、つまり交通円滑化事業に使っても良いと思います。法定外税の導入によって生じるお金は、広く市民の望む行政に充てることができるのです。

法定税：日本全国どこでも、そこに住む人に、福祉や医療、子育てといった標準的な行政サービスを行うための財源として法律ですでに定められた税金のこと。市民税や固定資産税などがこれにあたる。

法定外税：それぞれの自治体が独自の政策を行うために条例を制定し、新しくつくる税金のこと（ただし国の同意が必要）。宿泊税や産業廃棄物税などがある。

（「広報はつかいち令和2年11月号」pp.6-7より引用（一部改変））

